

教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 8 月 26 日
開 会 時 刻	午前 11 時 05 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 36 分
出 席 委 員 名	◎野崎隆太 ○楠木宏彦 宮崎 誠 中村 功
	北村 勝 吉井詩子 吉岡勝裕 藤原清史
	浜口和久 議長
欠 席 委 員 名	—
署 名 者	—
担 当 書 記	野村 格也
協 議 案 件	1 第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について
	2 伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分及び小俣町地域分）の策定について
	3 伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理について
	4 伊勢市人権教育基本方針の見直しについて
説 明 者	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事、 学校教育課長
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、ごみ減量課長
	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、
	健康福祉部参事、高齢・障がい福祉課長、
	福祉総合支援センター副参事、ほか関係参与

協議経過

野崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」外3件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時05分

◎野崎隆太委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について】

◎野崎隆太委員長

それでは、「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御協議願います。

当局から説明をお願いします。

教育長。

●小林教育長

本日はお忙しいところ教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」のほか3件でございます。それでは、担当より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

環境課長。

●山本環境課長

それでは、「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。これは、本年5月29日に開催されました教育民生委員協議会において御協議いただきました計画案のパブリックコメントの実施結果について、御報告させていただくものでございます。資料1－1を御覧ください。

1 のパブリックコメントの結果概要でございますが、市ホームページや市内19か所に縦覧場所を設けまして、6月16日から7月16日までの期間、御意見を募集いたしました。その結果、（4）意見募集の結果のとおり、御意見はございませんでした。

2 の今後の予定についてでございますが、本日、御協議いただいたのち、9月末に計画を策定し、今後、市民の皆さまや関係機関に周知し、計画に掲げた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明いたしました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分及び小俣町地域分）の策定について】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分及び小俣町地域分）の策定について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

環境課長。

●山本環境課長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分及び小俣町地域分）の策定について」御説明いたします。資料2－1を御覧ください。

まず、「1 計画策定の目的」でございます。一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者は、本市の下水道の普及により大きな影響を受けてまいりました。その影響への対処は、これらの業務に携わる事業者の経営努力を基本としますが、本市は、その経営に与える影響に対しまして支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者の業務の安定を保持するため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法に基づき計画を策定するものでございます。

今回、旧伊勢市地域分と小俣町地域分のそれぞれの計画期間が令和7年度で終了することから、事業者と協議を行い、合理化事業の終了に向けて計画の更新を行うものでございます。

次に、「2 一般廃棄物（し尿等）収集運搬等の業務の事業転換の推進」でございます。下水道の整備計画による、し尿等の減少量に相当する支援策を実施し、事業者の経営基盤を強化するとともに他業種への事業転換を推進していくものでございます。

次に、「3 支援の方法」についてでございます。支援策として燃えるごみ及び資源物収

集運搬業務の提供を引き続き実施していきたいと考えております。支援量算定の考え方としましては、下水道整備前の処理量を基準処理量として、基準処理量から予測される下水道整備計画終了時点までの減少量を対象に支援を実施することといたします。下段の表についてでございますが、旧伊勢市地域の4業者につきましては、基準処理量から下水道整備計画終了時点までの減少量に当たる、年間37,117キロリットルを台数換算し、16.6台分の業務が減少するとしております。また、小俣町地域の2業者につきましては、同じく減少量を年間7,031キロリットルとして台数換算し、3.1台分の業務が減少することとしております。

「4 支援業務の提供期間」につきましては、事業者と合意した計画により、業務ごとに5年間を基本とし、最長10年間を目安に調整しております。

2 ページの別表1 を御覧ください。旧伊勢市地域分の支援の状況につきましては、下段の支援業務内訳表の燃えるごみCを、最後の支援業務として令和3年度に開始し、令和12年度をもって終了を予定しております。

3 ページの別表2 を御覧ください。小俣町地域分の支援の状況につきましては、下段の支援業務内訳表の燃えるごみA・Bを、最後の支援業務として平成30年度に開始し、令和9年度に終了を予定しております。なお、旧伊勢市地域分と小俣町地域分の個別計画につきましては、資料2-2 及び資料2-3 に掲載しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

本市の合理化事業計画は合併前の枠組みで進めてまいりましたが、二見町、御薮町は既に終了しており、今回の計画で、旧伊勢市、小俣町についても同年度をもって終了を予定しております。

以上、「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分及び小俣町地域分）の策定について」御説明いたしました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

北村委員。

○北村勝委員

少しこの合特法、特別措置法によってですね、今まで計画を立てていただいて支援していただいているということで、少しこの資料でお聞かせ願いたいと思います。ただいま説明していただいた今回旧伊勢市地域、それから小俣町地域の支援ということで、資料2-1 の小俣町の表の中に、3 番目の支援の表にですね、小俣町は2 業者というふうに書いていただいております。2 業者で事業を当たっているというふうに見させていただいたわけですが、その2-3 の個別のほうの事業計画を見ますと、その中には3 業者が載っております。ですので少しその辺をですね、2 業者という中で、3 業者計画があるので、ちょっと確認させていただきたいんですけど、そのところ教えてもらってよろしいですか。

◎野崎隆太委員長

環境課長。

●山本環境課長

資料２－３の３ページ目になるかと思います。こちらは許可業者名簿ということで３業者、２－１の支援の対象として２業者となっておるのは、下水道の整備による業務減少の影響を受ける支援の対象となっているのが２業者という意味で記載させていただいてます。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

支援の対象が２業者ということで、今聞かさせてもらいました。そうすると、２業者の記載で３業者、個別のことはあれですけども、この３つ載せるよりは、もう２業者のほうに分かりやすいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の記載の理由といいますか、そういった３業者を載せているところの他の部分について、少し、なぜ２業者じゃなくて３業者としているのか教えていただいてよろしいですか。

◎野崎隆太委員長

環境課長。

●山本環境課長

資料２－１につきましては、支援の内訳ということで対象となっている２業者を記載させていただいてます。また資料２－３の、先ほど御説明いたしました、小俣町地域の計画の３ページ目にある、３業者につきましては、許可業者としての記載であります。このうち２業者が下水道の整備による業務減少の影響を受けるため支援の対象となり、もう１業者は、この表の記載によりますと201人槽以上の大型浄化槽の汲み取り業務に限定して許可を残しているということで、許可業者ということで３業者になっておるところです。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

３業者のうちの上の２つがですね、実際にやっているところで、下は許可業者含めて大型浄化槽の対応をするということで、従来型のものかなということで理解できました。実際には２業者ということで理解してよろしいわけですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○北村勝委員

そして続けてすみません。今回、合特法によってですね、この記載によると、小俣町に関しては、令和９年度で終了すると。それから旧伊勢市については、この12年度をもって

終了するというふうな説明で聞かせていただいて、もう既に二見、御菌はもう終了してですね、この支援は終わっているということで、支援は当然ごみ収集のほうに転換して今までやっていただいているんだと思うんですが、実際に合特法ですね、これから終了を迎えると、同じようにしていくのか、どうなっていくのか、その点だけ少し、ごみ収集、一般収集についての振り分け等も含めて教えていただけたらと思いますのでお願いします。

◎野崎隆太委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

支援ですね、終了後の考えということになりますので私のほうからお答えのほうさせていただきたいと思います。この合理化計画の支援が終了ということになりますと、委員の仰せのとおりですね、今現在やってもらってます一般廃棄物の収集運搬のほうへ転換というようなところもあるんですけども、それについての今後の進め方に関しましては、競争性であったり、それから効率性、そういったところを踏まえながらですね、合理的に検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

そしたら、そういったことを検討してもらって、今までと同じ御菌、二見と同じような形に移行していくのかなというふうなことを思うわけなんですけど、ただこの説明で見ると、下水道の整備によって期間が違ってくるかなというふうに理解するわけなんですけど、具体的に確認なんですけど、この旧伊勢市、小俣、二見、御菌地区がですね、基準が違うっていうところの中で、その支援の期間が異なっているところにちょっと確認させていただきたいんですけど、このもう一遍、そのなぜ期間が違ってきたのかっていうこの基本的なところだけ教えてもらっていいですか。

◎野崎隆太委員長

環境課長。

●山本環境課長

現在、合併前の旧市町ごとに策定している、一部終わってますけれども、計画につきましては、それぞれが下水道の開始時期や、またそれへの影響ということで、支援の業務の開始が異なりますので、計画についても、それに連動したタイミングとして異なっているという状況でございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

はい、そういった開始が違うということで確認できました。そういったことで、当然、令和9年度小俣が終わって、もう既に伊勢市の中で現存する御菌、二見については終わって、今度は小俣地区が終わっていくと。残りが最終的に旧伊勢市が残るわけなんですけども、実際この支援のこの計画っていうのは、あくまで合特法に関する計画だと分かるんですけども、中では伊勢市全体でも合併してですね、20年を迎える中で、いろんな形で合特法以外の部分、先ほど一般収集も含めてですね、区割りも区域の指定もいろんな形で、かたや合特法が、支援がなくなるところ、新たな形で進むところがあるので、そういったところをこの中には書けないのか、記載をしていくことは今後必要ではないのかなと思うんですけど、そういった伊勢市全体像をどういうふうな形で整理しながらですね、分かりやすくしていくのかっていうのが、ちょっと先のことなんだけど、検討がされてたら教えてもらいたいんですけど。

◎野崎隆太委員長

環境課長。

●山本環境課長

はい、今回の御説明させていただいた旧伊勢市地域と小俣町地域の資料をもって、合理化事業計画自体は、支援をつかさどるものとして、計画自体は終了をすることになりますけども、その後の市全体の方向性につきましては、上位計画である一般廃棄物処理計画や先ほど御説明いたしました生活排水対策推進計画に基づいて、効率的な収集体制を検討していくものになると考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

分かりました。そういった上位計画の中でですね、伊勢市全体の中の進め方って言いましか、分かりやすくできるような形で早期に記載していただきたいなというふうに思いましたので質問させていただきました。そういったことで検討よろしくをお願いします。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理について】

◎野崎隆太委員長

続いて、「伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

福祉総合支援センター副参事。

●田代福祉総合支援センター副参事

それでは、「伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理について」御説明申し上げます。障がい者基幹相談支援センターは、地域における障がい者の相談支援の中核機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村が設置する施設でございます。

センターの機能は、障がいの各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援従事者に対する専門的な相談・助言、地域の関係機関等の連携の緊密化を促進する業務、そして、障がい者の権利擁護及び虐待防止に関する業務でございます。

現在の障がい者基幹相談支援センターの設置は、令和5年5月8日で、同日に開業しました伊勢市健康福祉ステーションの7階、福祉総合支援センター内に設置し、指定管理制度による運用を行っており、現在に至っております。

指定管理者は、社会福祉法人 三重済美学院様で、指定期間は、令和5年5月8日から令和8年3月31日までの3年間としております。今年度末に指定期間満了を迎えますことから、市内の7福祉施設の次期指定管理者の選定に併せ、令和7年6月から7月にかけて公募を行いましたところ、応募者がおられませんでした。この結果を受けまして、伊勢市障がい者基幹相談支援センターの令和8年度の運営につきましては、市の直営も含めた検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

最後に今後の方向性として、令和8年度は市の直営も含めて検討していくと書いてありますが、以前も令和3年、令和4年と直営でやっていただいていたと思います。令和5年からよりそいのほうでやっていただいて、連携の強化などを進めていただいていたところなんですが、今回応募者がなかったということの理由ですが、どのようなことが考えられますか。

◎野崎隆太委員長

福祉総合支援センター副参事。

●田代福祉総合支援センター副参事

事業者の専門職員の確保が厳しい現状がございます。特に基幹相談支援センターのほうは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として必要とする専門職、主任相談支援専門員、それから相談支援専門員、こちらの確保が伊勢市内では厳しい現状がございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

全般に相談支援専門員の確保も難しい中で、さらに主任ということでさらに難しいのかなと思うんですが、今後そういう人材不足に関する、どのように対応していくのか、お考えをお聞かせください。

◎野崎隆太委員長

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

地域の相談支援専門員の人材確保としましては、現在も市独自で初任者研修の受講費の補助であるとか、事業者さんへの運営の補助、支援をさせていただいております。今年3月には1事業所、新たに事業所を立ち上げていただいたところもございます。また、人材育成という部分につきましては、相談支援ネットワークということで、毎月そういう協議の場を設けてですね、支援員が集まって支援の質の向上、事例検討などを行っております。

引き続きまして、この事業所さんの確保、人材の確保の支援という部分で、引き続きそのような支援もさせていただくとともに、国の報酬の部分も要因としてなかなか参入しにくい部分もございますので、その辺も国、県にも御協力を呼びかけながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

障がい施策としましては、本当にネットワークに関して強化がされてきたものと理解をしております。そのようなネットワークで会議も様々やっておりますが、その辺の影響について、お考えをお聞かせください。

◎野崎隆太委員長

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

障害者施策推進協議会という部分で様々な協議をさせていただいております。そちらの事務局につきましては、私どもも入らせていただいて、基幹相談支援センターもやっているわけですが、基幹相談支援センターだけでなくですね、地域のその計画相談の事業所に配属されとる主任相談支援専門員などが、その辺の地域づくりの機能も担うように報酬改定でなってきたので、そのようなメンバーと一緒に今も進めておるところでございますので、引き続きその部分につきましても主任相談支援専門員さん、地域の方と一緒に、地域全体で進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市人権教育基本方針の見直しについて】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢市人権教育基本方針の見直しについて」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

学校教育課長。

●木下学校教育課長

それでは、「伊勢市人権教育基本方針の見直しについて」御説明申し上げます。資料４－１を御覧ください。

まず、「１ 経過等」につきましては、様々な人権課題に係る法整備や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行といった国や県の動向を踏まえ、全ての人の人権が守られる差別のない社会の実現のため、市民一人一人が自らの人権意識を高める取組を推進すべく、教職員等で構成する伊勢市人権教育基本方針の見直しに係る意見聴取会議において内容の検討を行いながら、見直しを行うものです。

次に、「２ 改定に際しての基本的な考え方」につきましては、現行方針の基本的な考え方は踏襲しつつ、社会情勢の変化や伊勢市人権施策基本方針の内容を踏まえ、見直しを行ってまいります。

「３ 主な改定の内容」につきまして、改定しました主な点を３点御説明させていただきます。資料４－２、２から３ページを御高覧ください。１点目は、２から３ページにあります方針の項目を、学校教育における人権教育と社会教育における人権教育のやるべきことを２つの柱に分けて整理し、見やすくいたしました。２点目ですが、学校教育における人権教育の方針を具体的な表記に改め、分かりやすくいたしました。また、こども基本法の制定等、社会情勢を踏まえ、子どもたちの自尊感情を高めという文言を、今回の改定で新しく加えました。３点目は、社会教育における人権教育の方針を、この度、令和６年

3月、改定されました伊勢市人権施策基本方針の内容にそろえ、整理いたしました。以上が主な改定点でございます。

資料4-1にお戻りください。「4 パブリックコメントの実施」につきましては、令和7年9月16日から10月16日までの期間を設け、パブリックコメント制度実施要綱に従い、市内21か所に縦覧場所を設置する予定でございます。

「5 今後の予定」でございますが、パブリックコメントを受け、修正いたしました基本方針を令和8年1月の定例教育委員会にて御報告させていただきます。そして、2月の教育民生委員協議会にてお認めいただきましたのち、公表させていただく予定でございます。

以上、「伊勢市人権教育基本方針の見直しについて」御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この人権教育基本方針ですけれども、学校教育のところで、伺いたいんですけれども、自尊感情を高めるといようなことが新しく入れられたといようなことなんですけれども、この中に言われていることというのは、一つは様々な人権課題を解決するための教育だということで、これどちらかという、そういう知識を習得するといような内容なのかなと。それから、もう一つは人権尊重の精神とか、より良い人間関係を築くとか、どちらかという、これ、道徳教育の一部分なのかなというふうに思うんですね。

それで、じゃあ人権教育の一体そもそも要って何なのかというふうに思うんですけれども、これやはりあの、子供たち自身がですね、ここには自尊感情と出てるんですけども、それにとどまらず、子供たち自分自身が権利主体であるということをしかりと理解し、しかもそれを理解するにとどまらず、それを実際に権利主体であることを実践していくような、そういう主体を形成するってことが大事だと思うんですけれども。これがですね、やはり人権教育の主眼になるのかなと私は思うんですけど、まだそれは、やはり、子どもの権利条約の中に言われていることだと思うんです。子どもの権利条約につきましては、こども基本法でも取り上げられておって、一文目ですけども、この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、このように書かれているわけで、このこども基本法のほうでもですね、それについては重視するといような形になってきているわけなんですけれども、文部科学省は、これまで割と当初からですね、このこども権利条約ができたことによって、特に変更する部分はないんだみたいなことを言っていたわけだけども、だんだんと認識も変わってきたと思うんです。

それで3年前にですね、生徒指導提要が改訂されて、そこにはこの、こどもの権利条約についてははっきりと書かれるようになったんですね。それについて、こどもの権利条約の扱いですね、生徒指導におけるね、それについてどのようなことが新しい生徒指導提要に書かれているのか、ちょっとそれを紹介していただきたいと思うんですけれども。

◎野崎隆太委員長

学校教育課長。

●木下学校教育課長

生徒指導提要のところの32ページにですね、児童の権利に関する条約という部分がございます。そちらには、安心・安全な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えますというふうに記載されております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

ありがとうございます。そのようにですね、必須だというふうな書き方をされているわけですが、ですから、この教職員あるいは児童生徒、つまり子供たちに関係する人々たちにとっては、必須のものなんだというふうなことだと思うんですが、この条約の中身について先生方がですね、つまりその思想的な部分を含めて、しっかりとつかんでいただくと、それこそがやはり、この人権教育の基本になるんじゃないかと思うんですが、この辺についてはどのように考えていただいていますか。

◎野崎隆太委員長

学校教育課長。

●木下学校教育課長

子供の人権に関わる問題につきましては、取り組むべき重要な人権問題として捉えております。今回の見直し案につきましては、人権教育全体としての方針を大きくまとめましたので、ここの人権課題に係る表記にはなってございませんが、子供たちの自尊感情を高めという文言を新しく追加したところに、こども基本法の理念を込めております。子供の最善の利益の実現に向けまして、取り組むことの大切さは認識しておりますので、学校教育においても意識し、取組を推進してまいりたいと思います。教職員研修におきましても、人権教育に関わりまして、研究を積み重ねてまいりたいと思います。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

やはり、こどもの権利条約について、歴史的な経緯も含めてね、先生方がしっかりと把握していただいて、どちらかという思想としてですね、つまり大人と子供との関係をこれまでの形からコペルニクス的に転回していくような、そういう中身を持ったものだと思います。

いますんでね、そのところやはり、しっかりと条約そのものについても検証をしていただければなと。これ以前から私申し上げてるんですけども、よろしくお願いします。はい、ありがとうございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

ないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分